参考資料3

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書に基づく今後の対応」(工程表) と資料3及び資料4の対応整理表

> 平成29年1月20日 経 済 産 業 省 環 境 省

(1)社会全体で回収を推進していくための回収率目標(仮称)の設定

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
国は、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なリサイクルを推進することを目指すため、達成時期を明らかにした回収率目標(仮称)を設定し、家電リサイクル法第3条に基づく基本方針に位置づけるとともに、回収率や回収台数の実績について、本合同会合において	合同会合で、経 済産業省・環境 省は、回収率目標(案)を提示 (※詳細は議題 2)	経済産業省・環境省台数の実績については報告	は、回収率や回収 て、毎年度合同会合	
│ 毎年度報告すべきである。 ├────────────────────────────────────				
回収率を向上させるためには、単に目標を設 定するだけではなく、それを達成するために各 主体がそれぞれの立場で回収促進に取り組ん でいくことが必要であり、各主体の取組につい て、本合同会合において実施状況の点検を行 うべきである。	合同会合で、経済 産業省・環境省は、 回収促進に向けた 各主体の取組の方 向性を提示	各主体は、回収促えいて、毎年度合同会	進に向けた取組につ 会合に報告	
回収率目標(仮称)を設定して各主体が回収促進に取り組む以上、その水準は、従来の推計に頼るのではなく、可能な限り実態に基づく正確な数値を根拠に算出し、設定することが必要であることから、国は、現在は推計でしか把握できていない情報について、より正確な実態の解明に取り組むべきである。	合同会合で、経済 産業省・環境省は、 より正確な実態把握 の方向性を提示	できていない情報の	は、推計でしか把握)実態把握に取り組 すべき各種数値は毎 告)	資料4 17ページ

(2)消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
特定家庭用機器の販売や特定家庭用機器廃棄物の引取りに際して、小売業者は消費者と直に接してリサイクル料金や特定家庭用機器廃棄物の回収方法について説明できる立場にあるなど、家電リサイクル法の各主体はそれぞれ異なる立場で消費者と接点を有している。このため、国、製造業者等、小売業者、市町村、指定法人、消費者団体等のNPOは、消費者による適正な引渡しを促進していく観点から、各主体の立場を最大限活用して、互いに連携しながら、消費者により支払われるリサイクル料金が支える家電リサイクル制度の意義も含め、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。	合同会合で、経済産 業省・環境省は、回 収促進に向けた各主 体の取組の方向性を 提示	各主体は、普及啓発 毎年度合同会合に報	の実施状況について、	資料3 4~7ページ
指定法人については、家電リサイクル法第33条第4号に基づき、普及啓発を業務の一つとして行う主体であることから、普及啓発のあり方等を議論する場を提供することを通じて、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。		合同会合で、 家電製品協会 は、指定法人 の普及啓発の 取組状況を報 告	家電製品協会は、指 定法人の普及啓発 のあり方等を議論す る場を提供すること を通じて、引き続き 普及啓発の取組を 実施	資料3 5ページ
経済産業省及び環境省は、普及啓発の一環として、 消費者庁、文部科学省といった関係省庁と連携し つつ、消費者教育、環境教育にも積極的に取り組 むべきである。		合同会合で、経 済産業省・環境 省は、消費者 教育・環境教育 の取組状況を 報告	経済産業省・環境省 及び自治体は、消費 者教育・環境教育の 取組を引き続き実施	資料3 4ページ 2

(3)リサイクル料金の透明化及び低減化

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
リサイクル料金については、それを負担している消費者の理解をより一層促進するため、国は、品目ごとの費用や人件費、設備費等といった費目など、リサイクル費用を細分化して製造業者等から報告させるとともに、製造業者等の協力のもと、委託先のリサイクルプラントがリサイクルを実施した後の資源の売却益も含めた形で可能な限り明らかにすべきである。	合同会合で、経済産業 省・環境省は、25年度の リサイクル費用の実績・ 内訳について一層細分 化した様式を用いて報 告	ル費用の実績・内訳	は、前年度のリサイクについて、資源売却益れた様式を用いて毎年	資料3 8ページ 1段目
国は、製造業者等の公表しているリサイクル料金が、リサイクルに必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回っていないか専門家の知見を基に確認し、適正な原価を著しく超えていると考えられる場合には、当該製造業者等への勧告等を通じて料金の適正化に努めるべきである。	経済産業省・環境省は、専門上で、製造業者等に適宜照金		山 牧収の結果を確認した	資料3 8ページ 1段目
細分化されたリサイクル費用の内訳については、 製造業者等や委託先のリサイクルプラントにおける 公正な競争や交渉を阻害しない範囲で、本合同会 合において可能な限り公表し、リサイクル費用をよ り一層透明化すべきである。	合同会合で、経済産業 省・環境省は、25年度 のリサイクル費用の実 績・内訳について一層 細分化した様式を用い て報告		は、前年度のリサイクについて、細分化された度合同会合に報告	資料3 8ページ 1段目
リサイクル料金の透明化を通じて、製造業者等自らがリサイクル料金の水準を家電リサイクル法に照らして適正か否かを検証し、リサイクルの質とのバランスに配慮しつつ、環境配慮設計の推進や費用の低減についての製造業者等間の競争を通じて、リサイクル料金の低減化に積極的に取り組むべきである。	製造業者等は、リサイクル費 御意見も踏まえて、リサイクル 経済産業省・環境省は、リサー 告	レ料金の改定等について	検討	資料3 8ページ 2段目

(4)小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。このため、全ての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップすべきである。	合同会合で、環境省は、義務外品回収体制に関するガイドライン(案)を提示(※詳細は報告③) 環境省は、義務外品回収体制に関するガイドラインを市町村に提供	義務外品の回収体ない市町村は、早急築 環境省は、義務外は 築の状況等についる 合に報告	高に回収体制を構 品の回収体制の構	資料3 9ページ
国や製造業者等は、インターネット手続の活用を含め、郵便局における家電リサイクル券の運用改善など、消費者の利便性を高めるための方策を検討すべきである。		家電製品協会は、インターネット手続の活用、郵便局券の運用改善等について報告	経済産業省・環境 省や製造業者等 は、引き続き、消 費者の利便性向 上のための方策 を検討し、その状 況について適宜 合同会合に報告	資料3 10ページ 1段目

(5)適正なリユースの促進

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
国又は自治体は、「リユース・リサイクル仕分け 基準の作成に係るガイドライン」に基づき仕分 け基準を作成し、優良なリユースを行っている 業者に関する情報発信や、小売業者が特定家 庭用機器を適切に修理する取組の推奨を行う べきである。	経済産業省・環境 省は、優良なリ ユースを行ってい る業者に関する効 果的な情報発信方 法等について検討	経済産業省・環境省は、優良なリユースを行って関するとは、ではまるでは、のでは、合同会合で報告に、会合は、合同会合は、	経済産業省・環境 省又は自治体は、 優良なリユースを 行っている業者に 関する情報発信 等を実施	資料3 10ページ 2段目

(1)不適正処理に対する取締りの徹底

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
国は、3.19通知の各自治体への周知徹底を図ることや具体的な運用の事例集の作成等を通じて、自治体が3.19通知を着実に運用し、違法な廃棄物回収業者等による特定家庭用機器廃棄物の不適正処理に対して、警察など関係機関に協力を求めつつ、廃棄物処理法に基づき厳格に対処できるよう、これまで以上に徹底して取り組むべきである。	環境省は、事例集 を作成し、自治体 に提供。また、自治 体職員向けセミナーを実施	いて周知の状況を報告 また、環境省は、自治 物回収業者・処分業者	通知や事例集等の周、毎年度合同会合におき 体における違法な廃棄 後の取締り状況(立入検 、毎年度合同会合にお)関係機関と協力した、	資料3 12ページ
解体する建築物に残置された特定家庭用機器廃棄物について、不適正な処理が行われている事例等もあることから、国は、特定家庭用機器廃棄物が残置されないように、当該建築物の所有者等が特定家庭用機器廃棄物を家電リサイクル法等に基づき適正な主体に引き渡すよう、引き続き都道府県等を通じて周知するとともに、廃棄物処理法に違反する取扱いがあれば、自治体は適切に取締りを行うべきである。	環境省は、解体時に 残置された家電についての実態を調査	明の機会を捉えてる ける残置物の取扱	県・市町村に対する説 建築物の解体時にお に関する通知の周知 合同会合において周	資料3 13ページ 1段目
特定家庭用機器廃棄物の違法な廃棄物回収業者等への引渡しについては、不法投棄や不適正処理につながる可能性があるとともに、消費者トラブルが発生することもある。そのため、消費者がそれらの違法な業者を利用しないよう、国や市町村等が中心となり、小売業者や製造業者、指定法人といった関係主体が協力して、消費者に対して家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底すべきである。	合同会合で、経済 産業省・環境省は、 回収促進に向けた 取組の方向性を提示	各主体は、普及啓 て、毎年度合同会会	発の実施状況につい合に報告	資料3 4~7ページ

(2)不法投棄対策及び離島対策の実施

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
市町村は、地域の実情に応じて、関係者と協力して 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対 策に取り組む必要がある。 国は、不法投棄の状況について、より詳細な把握 に努めるとともに、不適正処理の対策に積極的に 取り組み、成果を上げている市町村の事例を収集 し、提供すること等を通じて、市町村の取組を支援 すべきである。	合同会合で、環境省は、より詳細な把握を含めた不法投棄の状況について報告環境省は、好事例を収集し、自治体に提供	未然防止を実施 環境省は、不法投棄の 把握に努めるとともに 年度合同会合で報告	、その状況について、毎 投棄・不適正処理対策 はによる自治体の支援	資料3 15ページ 1段目
不法投棄され、市町村が回収した特定家庭用機器 廃棄物について、廃棄物処理法に基づき、製造業 者等の委託先であるリサイクルプラントに引き渡し、 処理すること等を通じて、国は不法投棄に係る市町 村の負担軽減を図るべきである。	環境省は、自治体に対する 周知の実施 経済産業省は、リサイクルフラントに対する周知の実施	経済産業省・	環境省は、当該運用 ついて、適宜合同会	資料4 1ページ 1段目
製造業者等は、市町村の取組を支援するため、不 法投棄対策等に積極的な市町村に対して、引き続 き不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業 協力を通じて、不法投棄未然防止対策や、不法投 棄された特定家庭用機器廃棄物の処理費用に係 る市町村の負担軽減、離島地域における収集運搬 料金の負担の低減化を進めるため、両事業協力の 延長等を行うべきである。	製造業者等は、不法投棄未 を平成29年度まで延長 環境省は、不法投棄未然防いて市町村に対して周知を	かより		
両事業協力については、現状、利用している市町村が限られていることから、より多くの市町村が両事業協力を活用できるよう、製造業者等は、市町村が申請する際の手続の簡素化や両事業協力の内容の改善等を検討すべきである。			両事業協力の申請等 手年度合同会合にお	資料3 15ページ 2段目 7

(3)小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
引取台数の多い小売業者に対して、国は、店 舗毎の引取台数と販売台数を定期的に報告さ せる等の取組を行うべきである。	経済産業省・環境省は、大 及び販売台数の報告徴収 産業省・環境省の立入検査	を実施し、結果をもとに		資料3 13ページ 2段目
国は、インターネット販売事業者や通信販売事業者を含め、小売業者から製造業者等への引渡義務違反等に対する監督を徹底すべきである。	経済産業省・環境省は、インターネット販売事業者・通信販売事業者に対する説明会を開催し、小売業者の義務の履行を徹底	売事業者・通信販売 入検査を実施 また、経済産業省・野	は、インターネット販事業者についても立環境省は、立入検査のいて、毎年度合同会	資料3 13ページ 2段目

(4)廃棄物処分許可業者による処理状況等の透明性の向上

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
廃棄物処分許可業者による特定家庭用機器廃棄物の処理状況等について、国は、自治体に対して、廃棄物処分許可業者による廃棄物の適正処理の状況に係る他の情報を活用しつつ、特定家庭用機器廃棄物を処分している事業者への報告徴収・立入検査を通じ、廃棄物処理法の告示に基づいて処分が行われているか定期的に確認するよう周知するとともに、その結果をとりまとめて公表すべきである。		環境省は、都道府県 特定家庭用機器廃 産業廃棄物処分許 の状況を調査し、毎 告	棄物を処分している 可業者の適正処理	資料4 1ページ 2段目
特に、フロン類については、その回収量等を把 握する方策について、国は検討すべきである。		ている産業廃棄物処	用機器廃棄物を処分し 分許可業者のフロン回いて検討し、回収量等 合で報告	資料4 1ページ 3段目

(5)海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
廃棄物等の不法輸出の水際対策については、 経済産業省、環境省及び税関が引き続き連携 して対応することが不可欠である。国は、水際 での有効な取締りを行うため、廃棄物の違法な 回収、不適正処理等に対する取締りを行う自 治体との情報共有等の連携を強化していくべ きである。			省、環境省及び税関 有等の連携状況につ 合で報告	資料3 14ページ
リユースに適さない使用済電気・電子機器が中古品と偽って輸出されないよう、平成25年9月に策定した「使用済み電気・電子機器の中古品判断基準」に基づき、経済産業省、環境省及び税関が引き続き連携して、輸出者が基準を満たしていることを証明した内容が十分であるか等を、適切に確認していくべきである。	経済産業省、環境省及びを満たしていることを証明		}	資料3 14ページ

3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

(1) 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
家電リサイクル法においては、「再商品化」を、機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、①自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為、又は②これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為と定義している。 家電リサイクルの質を担保していく観点から、国は、これらの部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について、製造業者等に対してガイドラインを示すべきである。	経済産業省・環境省は、 製造業者等に対する通知 (ガイドライン)を策定	合同会合 で経済 業省・環 境省は、 ガイドラ インに いて報告	製造業者等は、 ガイドラインに基 づき再商品化を 実施	資料4 2ページ 1段目
再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。	合同会合で、経 済産業省・環境 省は、再商品化 率(案)を提示	経済産業省・環境省	は、再商品化率の実 度合同会合で報告	資料4 2ページ 2段目

3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

(1)再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進(続き)

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
今後ともリサイクルの「質」を高めていく観点から、国は、再商品化率に加えて再資源化率の 把握に努めるとともに、重要な金属や素材の 一層の分別回収や水平リサイクルを促進する こと等、製造業者等による高度なリサイクルの 取組を促進することを基本方針に位置づけ、そ の取組を本合同会合において評価すべきである。	を提示 を提示 基本 方針 改正 ままる ままる ままる ままる ままる ままる ままる ままる ままる まま	は、製造業 者等に対し で再資源化	済産業省・環境省は、 資源化率の調査結 について、毎年度合 会合で報告	資料4 3ページ 1段目
国は、循環型社会の形成に向けて、製造業者等がリサイクルを実施した後の資源の譲渡先のトレーサビリティを可能な範囲で高めることについて、今後検討していくべきである。		経済産業省・ 環境省は、製造業者等に対して資源の譲渡先のトレーサビリティについて調査を実施	経済産業省・環境 省は、引き続きトレーサビリティを 高める方策について検討	資料4 3ページ 2段目

3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

(2)有害物質について

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物のリサイクルに当たって、廃棄物処理法等に従い、その部品に含まれるPCBや鉛、水銀といった有害物質について厳格に対応してきたところであり、これらの適正処理の対応状況等について、本合同会合や様々な媒体を通じて、積極的に情報発信を行うべきである。		合同会合で製造業者等は、 有害物質管理の取組状況について報告	製造業者等は、引き続き、有害物質について適正処理及び積極的な情報発信を実施	資料4 4ページ 1段目
特定家庭用機器廃棄物を扱う廃棄物処分許可 業者についても、廃棄物処理法に基づく有害 物質の適正処理が求められることから、都道 府県等は、その対応状況等の実態について適 切に把握すべきである。		環境省は、産業廃棄物処分許可業者に 対する調査において、有害物質の適正処 理状況について調査し、毎年度合同会合 で報告		資料4 4ページ 2段目
特定家庭用機器を含む電気・電子機器については、J-MOSS や欧州のRoHS指令 への対応等に既に取り組んでいるところであるが、製造業者等は、引き続き、製品設計の段階から有害物質の使用量を可能な限り低減するよう努めるべきである。		合同会合で製造業者等は、有害物質の使用量低減の取組状況について報告	製造業者等は、引き続き、製品設計の段階から有害物質の使用量低減の取組を実施	資料4 4ページ 3段目

4. 対象品目について

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
これらの品目については、いずれも平成25年4月に施行された使用済電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)の対象品目となっており、まずは同法の下で回収を促進していくべきであるが、市町村において処理が困難となっているとの指摘があることから、出荷台数や配達率の状況、市町村における処理状況、同法の施行状況を把握し、今後とも国は家電リサイクル法の対象品目の追加について検討を行っていくべきである。			は、小型家電リサ 兄や市町村における 把握し、対象品目の	資料4 5ページ 1段目

5. リサイクル費用の回収方式について

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ~平成30年度	対応 資料
国においては、引き続き、諸外国の事例の情報収集等に努め、購入時負担方式を採用した場合の効果やそれぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討を行うべきである。		1_111_11	は、海外事例の情報 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	資料4 5ページ 2段目